

控除したるものなり。茲に所謂生産費とは耕作に必要な種子、肥料の代價、器械器具の損料及び之に投下したる資本の利子並に勞力者の給料を總稱す。土代は土地所有者の有に歸し、其所得の一部となるものなるを以て、自ら耕作すると他人をして耕作せしむるとを問はざるものなり。

三 地代と地價との別

答 地代の意味は右の如し。然れども地價は土地の價格にして、通常其の賣買價格を指す。其他法律を以て或一定の時の賣買價格に準據して各地の地價を定め、以て地租を課するの標準と爲すもあり。我邦土地臺帳面に記載する地價の如き是れなり。

四 「リカーダー」の地代説とよ何ぞ

答 これリカーダーなる人の地代に關する學說なり。即ちリカーダーの説の要に曰く「地代は常に土地をして耕作者に其必需する所に超過したる收穫を與へしむる自然の肥度の結果たるのみに非らずして、地代は此肥度が土地の各部に従ひ差異あるも、換言すれば肥度の異なる分配より生ずるものとす、人口尙ほ稀少にして土地の狹隘を感せず、各人は最良の土地を耕し得る時は、未だ地代を生せず、然れども人口漸々増加して其生活を支ふるに必要な生産物を得んが爲に劣等なる土地をも耕さざるべからざるに至

り、初めて地代を生して、最初に耕作せられたる高等地の所有者の所得となるものとす」と氏は尙ほ曰く「劣等なる土地は高等なる土地と同一の費用を投ずるも、同一の收穫を得べからず、故に劣等なる土地より收穫物を得るには、割合に大なる生産費を要すべし、而して社會の事情、即ち人口の増加は高等なる耕作地の收穫のみにては、其需用を充すに足らざるに至るべきが故に、漸く劣等の土地にも、資本を下して勞力を加ふるの止むを得ざるに至る、此に於て乎現に耕作さるゝ最劣等なる土地の生産物の生産費は一般生産物の價格を定め、從て高等なる土地に地代を生せしむ、此くの如く漸次劣等の土地が、耕作せらるゝに至れば、生産費は益々増加するが故に生産物の價格は益々騰貴すべし、從て是迄地代なき土地に地代を生し、地代ありし土地は益々其地代を騰貴す。此場合に於て最劣等の土地は其生産額即ち總收穫が僅に之を投したる資本と勞力との失費を償ふに止まり、毫も餘剰なきものなるが故に、地代を生せず、由是觀之新に耕作せらるゝ最劣等の地の收穫に他の高等土地のの收穫の差は即ち高等土地の地代なり」と、是れリカーダーの地代説なり。此説は多くの學者の採用する處なり。

五 利子とは何ぞ

答 資本は勞力及貯蓄の結果なり、此勞力及貯蓄の結果は勞働と同じく、生産に協力す、此資本が生産に助力するに因て得る報酬を名けて利息又は利子といふ。

六 利子と金利の別

答 利子は金銭以上の資本にもあるものなれども、金利は唯た金銭より生ずる利子なり。

七 利子の高低

答 利子は毎に必ず一定せるものなりやといふに決して然らず、利子の高低は需用供給の原則によりて定まるものとす。即ち資本家多く負債者少なき時は低廉にして、資本家少なく、負債者多き時は騰貴するものとす。例へば従前資本家は年一割の利子にて貸出せしも、之を引上げて一割二分と爲せしときは需用者多く、供給者少なく、金融切迫なる反照なるに反して、若し之を引下げ、八分と爲す時は需要者少なく、供給者多く、金融餘りあるを知るべし。此外利子の高低を支配する原則二あり、第一資本額の大小、第二其利子の助力せし生産物の大小、是れなり。利子は資本の大小に因りて高低あるのみならず、生産物の大小によりて高低す。例へば甲の生産と乙の生産とに各同額の資本を以て助力し、而して甲の生産多き時は、其利子も高く、乙の生産少なき時は、其利子も低きが如し。

八 利潤とは何ぞ(企業利益)

答 利潤は之を企業利益とも稱し、企業の勤務に對する報酬にして、生産物中企業者の所得に歸すべき分前なり。詳言すれば企業者は社會の需要に應じて、生産物の種類性質及び分量を考定し、之を生産するが爲めに雇入れたる勞力者を指揮監督し、而して生産費には自己の資本及び他人より借入れたる資本を投入して之に充つ、而して此勤務に對して、彼等の受くる處のものを名けて、利潤といふ。

九 利潤と利子との別

答 利潤は企業の結果なり、利子は資本の結果なり。故に利潤なるものは企業者の勤務に對する報酬なれども、利子は資本使用の報酬なり。従て彼の獨立商業の爲めに利益を得るが如きは多くは利潤にして利子にあらず、利子は唯た單純に資本使用の報酬を意味するものなり。

一〇 利潤の高低

答 利潤の高低は第一企業の種類に依りて一ならず、第二企業全般に就て言へば、國民經濟上の狀況に依りて一ならず、企業の種類に依りて利潤に高低あるは、一は其企業の大小に關し、二は勞力管理の難易輕重に關係し、三は營業上各種の勤務の難易輕重に關係す。火藥製造人、遠洋漁業人の如き危険の分子多き企業は、其利益大なるを常とし、

複雑なる工業又は商業は簡單なる工業又は商業よりも企業利益多し、是れ勞力者の勞力の管理及び營業上各種の勤務は一層重く且つ困難なればなり。其他企業全般に就て言へば利潤の高低は需要供給の關係に因りて定まるべし。

一 給料とは何ぞ

答 給料は之を賃金ともいひ、廣義に解すれば勞力に對する報酬をいふなり。此意義に従へば彼の學者の著述に對する報酬、巨商大賈の利益等をも包含すべし。乍併之を狹義に解する時は給料とは獨り被雇勞力者の勞力に對する報酬のみをいふなり。經濟學上單に給料といふ時は、此の狹義の意味に於て解釋すべし。即ち官吏が國家より受くる處の俸給、學者が一定の雇主より受くる勤勞の報酬其他車夫馬丁番頭丁稚等が其主人より受くる處の報酬は皆給料とす。故に雇主の指軍に對する報酬、及び獨立せる勞力者の報酬は給料にあらず。要するに給料といふ時は、必ず雇主より受くるものなることを知るべし。

一二 給料と利潤との別

答 給料は必ず雇主より受くるものなれども、利潤は然らず。即ち利潤を得るに就ては獨立の企業者といふとを一の要素とす。要するに給料は雇主に對する勤勞の賜物なれども、

利潤は獨立せる企業の賜物なり。是れ二者を區別するの標準とす。

一三 給料と利子との別

答 給料は雇主に對する勤勞の賜物なれども、利子は單に資本使用の報酬なり。

一四 給料支拂の形式の差異如何

答 給料は通常貨幣を以て支拂はると雖も、貨幣外のものにて之を支拂ふとも亦少なからず、貨幣經濟の發達せざる時代に於ては給料は總て物品を以て支拂へり。然れども貨幣及び信用經濟の發達せる時代に於ては、常に貨幣を以て給料を支拂ふとは到底之を望むべからず、現に農業に於ては貨幣的給料の如きは寧ろ例外に屬す。此の貨幣を以て支拂ふものを假りに(一)貨幣拂の給料とし、貨幣外のものゝ以て支拂ふものを(二)實物拂の給料といふ。貨幣拂の給料に於ても、其給料を計るに就て勞力時間の長短を以てするものあり、之を稱して時間拂給料といふ、例へば一日の給料何程、一ヶ月の給料何程といふが如し、又或は仕事高を以てするあり、之を仕事高給料といふ、例へば此箱一個の製造賃何程、椅子一個の製造賃何程といふが如し。

一五 名義上の給料と實際上の給料とは何ぞ

【答】名義上の給料とは勞力者が給料として雇主より受取りたる貨幣の總額にして、實際上の給料とは此貨幣の總額によりて享受し得べき生計、快樂、及び奢侈の總額なり。故に例へば予が雇主より給料として受取りたる貨幣は名義上の給料なれども、之によりて予の欲望を充實せしむる處の飲食、快樂等は實際上の給料なるが如し。從て若し勞力者が雇主より貨幣外のもの即ち其必要品を給料として受取りたる時は、是れまた實際上の給料の一部を爲すべし。

一六 名義上の給料と實際上の給料との

干係を説明すべし

【答】眞正に給料の高低を測るに就ては、實際上の給料によらざるべからず。名義上の給料は少なけれども、實際上の給料は多きといふ。之に反して名義上の給料は多けれども、實際上の給料は多きとあり、而して人は何故に給料を欲するやといふに、唯だ單純に貨幣を得るに止まる目的にあらずして、之に依りて其飲食、快樂等即ち實際上の給料を得んと欲すればなり。故に給料の高低を眞正に測るに就ては實際上の給料によらざるべからず。

一七 名義上の給料と實際上の給料は必ず一致すべきか

【答】一致せざるなり、往々にして相違を來す。例へば茲に甲乙二人あり共に百圓宛の給料を得、然るに甲の飲食快樂等は常に乙に劣れり。是れ名義上の給料は甲乙同じきも、其實際上の給料は異なる適例なり。其原因五あり。(一)貨幣購買力の變動、即ち甲の土地と乙の土地、及び往日と今日とは必ずしも貨幣の購買力は一致せざるべし、(二)給料支拂の形式の差異、即ち或は貨幣を以て支拂ひ、或は實物を以て支拂はるゝとあるにより、給料を受くるものは之によりて大に利益得失あればなり、(三)例外の利得を爲す機會の有無、即ち一定の給料を得る外に勞力者は自身又は其の家族によりて餘分の利得を得るとある場合なり、(四)雇傭の整齊の大小、即ち雇傭は職業の性質、期節の勢力、又は一般の性質を有する社會上及び工業上の理由によりて整齊と不整齊の差異あり、例へば同盟罷工、工場閉鎖、商業恐慌等の如し、此等の事由ある時は大に實際上の給料の價値を損すべきなり。(五)勞力時間の永續期間の長短、今茲に二人が同年齡の時、各々同一の職業に従事し、同一の給料を受取り、其死するまで又は勞力に堪へざるに至る迄、勞力を繼續したりと假定せんに、其中勞力期間の長きものは給料を受くるも多きは勿論なり。

一八 給料と勞力原價との差別を説明すべし

【答】給料と勞力原價とは觀察點に於て相異なるものなり。給料は労働者の方面より觀察

したるものにして、勞力原價とは雇主の方面より觀察したるものなり。而して給料の高低は勞力者が其勤務に對する報酬として雇主より受くる處の生活、便宜及び奢侈の大小に従ひ、勞力原價の高低は雇主が勞力者に支拂ふ處の給料に對し、彼等より受くる處の勞働力の強弱に従ふものなり。故に雇主は假令高き給料を支拂ふとも、勞働力にして卓絶する時は、其勞力原價は尙ほ低きとを得べし。之に反し假令低き給料を支拂ふも、勞力にして劣等なる時は却て勞力原價は高きものとなるべし。是れ二者の別なり。

一九 時間拂賃銀法の得失を説明すべし

答 時間拂賃銀法とは勞力の時間を標準として給料を支拂ふの法なり。此の法は勞力者をして怠惰ならしめ、仕事の迅速ならざる弊害あり、何となれば勞力者は仕事を迅速にせざるも豫約の給料を受取り得ればなり。然れども精巧を要するものは此法に由るを可とす。例へば數學又は統計に關する著書の校正及び東洋書畫の摺物等の如し。

二〇 仕事高賃銀法の得失を説明すべし

答 仕事高賃銀法とは仕事の多小によりて給料を支拂ふの法なり。此法は時間拂賃銀法の弊害を矯むるの利あり、何となれば仕事高の分量を標準として賃銀を給するが故に。勞力者は成るべく迅速に仕事を仕上げんと勉むべければなり。然れども之には嚴密なる

監督法を設くるの必要あり、然らざれば往々にして製造品の粗製濫造を來すの弊あればなり。故に此法は餘り緻密的の仕事に適せずして疎放的の仕事に適するものといふべし。

二一 給料支拂法より生ずる弊害を矯正する方法

答 此方法は種々あり其重なるものは左の如し。

第一、品質に對する賞與 仕事高賃銀法は粗製濫造の弊あり、之を矯正する方法を品質の良好なるものに對する賞金とす。

第二、賣上高の一部給與 商店の手代番頭等は唯だ一定の俸給を受くるのみにては、商品の賣上を多からしむるとに熱心ならざるを以て、雇主が彼等に賣上金高の一部を給與して以て之を奨励すると諸國に一般に行はる。

第三、節約に對する賞與 各種の工業及び運輸業に於て、勞力者は原料品及び燃料を浪費し、又器具機械を疎末に使用する弊あり。此故に或る鐵道會社及び汽船會社は油及び燃料等の節約に對して職工に賞金を與ふるの制を設け、以て之を防ぐといふ。

第四、滑準法 英國の北部及び米國ペンシルヴァニアの石炭坑に於ては「スライゲンカ、スケール」と稱する給料支拂法行はる。獨逸の學者は之を「ロンスカラ」といふ。予は假りに之を滑準法と譯さんと欲す。抑も此方法は給料の額が、生産物(石炭)の相場の高下に隨ひ、變動するものにして、素より石炭の相場は絶えず變動する者な

れど、或時に於ける石炭の相場を其標準價と定め置き、此時坑夫の受取る給料額を双方の合意にて標準給料と定め置き、若し石炭の相場が標準價より上らば、坑夫の受取る給料も亦標準料より上り、若し又石炭の相場が標準價より下れば、坑夫は標準給料より低き給料を以て満足せざるべからず。

二二 利潤配分法とは何ぞ(雇人奨励法)

答 利潤配分法とは勞力者が其約定の賃銀の外に、雇主の利潤の配分に與かるとをいふ故に彼の株式會社の株主が其持株に應じて、利益の配分に與かるとを指すにあらざりて、雇人が雇主より受くる處のものなり。此法は歐洲一般に廣く行はる。此の利潤配分法を大別して二とするを得。

第一、資本に對して定額の配當を交付したるも、勞力に對して利潤を分配する。

第二、利潤配分の率の高低如何に拘はらず、資本に對して先づ配當を爲すことなくして、

直に勞力に向て配當を爲す方法。

此第二の方法は苟も利益ある以上は、必ず其配當に預かるを得べしと雖も、第一の方法は利益の多からざる場合には資本主獨り配當を受けて、勞力者は毫も與からざるとあり、然らざるも其配當は至て僅少なならざるを得ず。且つ配當額が不規則にして、不確實なるを以て往々利潤配分法の効力を害するの恐あり。以上の二法何れに従ふも、利潤を勞力

者に配當する配分法に關して二個の方法あり。即ち(甲)勞力者に等級を設けて其等級の上下に従ひ配分率を異にする方法、(乙)單に勞力者の賃銀に比例して配分する法是れなり。甲の方は人間の勤勞の價値の差は其賃銀の差よりも大なるを豫想するものにして、乙法に比すれば不平の嫉妬を喚起して、勞力者間の圓滑を害するの弊あり。此等第一第二の方法と將た甲乙の方法とを問はず、何れに従ふも配當する利益の勞力者の手に歸する状態に従ひ、之を分て二とするを得。(イ)直配當、(ロ)延配當即ち是れなり。直配當とは正金を以て直に勞力者の手に歸せしむるものにして、延配當とは貯金銀行又は養老年金所に預けしむるか又は二者を兼ねるの方法なり。之を要するに利潤配分法は實に雇主と勞力者との衝突を和け、相互の利益を結合せしめ、勞力者をして勉勵、忠實、注意、節儉、忍耐、好學及び共同心の如き、有らゆる産業上の美德を發達せしむるの効果ありとす。

二三 給料の高低

答 給料は職業によりて高低區々たり、其原由の重なるものを擧げん。(一)職業の快不快、職業の快なるものに就ては多くの勞力者あれども、其不快なるものに就ては少なきが故に、給料も高きが如し、(二)職業の習得の難易及び其費用の高低、(三)雇傭の永續不永續、即ち雇傭の永續する者は給料少なく、之に反するものは多し、(四)信任の深淺

例へば醫士辯護士等は依頼者より大に信任せらるゝものなるが故に其給料多く、又會計官等は割合に他の事務官より給料多きが如し、(五)職業の成效の見込の大小、例へば學者の給料は多くして車夫馬丁の給料は少なきが如し。其他給料の高低は凡て需要供給の原則によりて定まる。

二四 給料基本説とは何ぞ

答 給料基本説とは給料の觀念に關する學說なり、即ち其説は給料は給料として支拂はるべき資本即ち給料基本の大小によりて決定するものなりといふにあり。換言すれば給料基本説とは給料は資本中より支拂はるべきものなれば、資本大なる時は給料も多く、之に反して資本少なき時は給料も亦少なしといふなり。

二五 給料に關し生産物分前説とは何ぞ

答 給料につき、生産物分前説とは、勞働力は決して給料基本と稱するが如きものより支拂はるゝものにあらずして、實に勞力の生産したる物の中より支拂はるゝものなり、故に給料の額を決定するものは亦勞働生産物の額ならざるべからず、といふ説なり。即ち給料基本説に反對の學說なり。換言すれば給料は資本中より支拂はるべきものにあらずして、生産物中より支拂はるべきものなりと、これ生産物分前説なり。

二六 給料基本説の當否を評す

答 給料基本説は經濟學上誤謬の學說なり、何となれば小資本と雖も、其生産物にして夥多なる時は多くの給料を支拂ひ得ればなり。例へば一萬圓の資本を有するに過ぎざるも其生産物にして十萬圓ありとすれば、二萬三萬の給料を支拂ひ得るとは實際に於てあり得るとなれども、若し基本説に従ひ、給料は資本中より支拂はるべきものとすれば資本なる一萬以上の給料を支拂ひ得べからざるが如し。之に反して假令百萬二百萬の大資本を有するも、其生産物にして少なき時は其れ以上を支拂ひ得べからず。是れ給料資本説の謬れる所以なり。

二七 生産物分前説の當否を評す

答 此説は經濟學上其當を得たるものなり。故に現今多くの學者は此説を採用す。即ち給料は全く生産物中より支拂はるべきものなり、従て假令資本は少なりと雖も、生産物にして多き時は大なる給料を支拂ふも差支なし。

附 錄

文官高等試験問題(明治三十三年度)

論文試験問題

- 一 陸海軍統帥の大權を論ず
- 二 不可避危難に際して行使することを得べき防衛權の區域を論ず
- 三 代理と委任との關係を論ず
- 四 國家と宗教との關係の沿革を論ず
- 五 獨占業を論ず
- 六 戰爭と國際法との關係を論ず

本誠驗の筆記試験問題

憲 法

- 一 國會制度の沿革の要點を叙述すべし
- 二 領土權の性質及効力を問ふ
- 三 立法權の委任と云ふ觀念は之を我が憲法上に適用することを得る乎

文 官 高 等 試 驗 問 題

刑 法

- 一 何故に法律規則を知らざるを以て罪を犯すの意なしとなすことを得ざる乎
- 二 謀殺を論ず

民 法

- 一 債務不履行に依る損害賠償と不法行為に因る損害賠償と如何なる差異あるや
- 二 債權の効力如何

行 政 法

- 一 警察上の命令、禁令許可強制を論ずべし
- 二 行政訴訟事項の範圍を論ずべし

國 際 法

- 一 自然法説と國際法との關係
- 二 國際地役を論ずべし
- 三 アラバマ事件の概略を記し且之を批評すべし

經 濟 學

- 一 米穀三千七百万石(本邦の平均産出額)の價值は一個人に取て其一石の三千七百万石倍に當るや否やを説明すべし
- 二 ノミナル賃金(名義上の賃銀)及ヒリヤル賃銀(實際上の賃銀)トチニラル賃銀(實物

三 資金は如何にして増加すべきやを問ふ

(貨銀) 及マ子一貨銀(貨幣貨銀)の相同じからざる所以を問ふ

判事検事試験問題(明治三十三年度)

憲 法

一 緊急勅令を以て緊急勅令を廢止したる場合に於て前後二個の勅令を帝國議會に提出するを要するや若し要すとせば之に對する帝國議會議決の効力如何

二 天皇は神聖にして侵す可らずとの意義如何

行 政 法

一 懲戒と刑罰の差異如何

二 訴訟の性質を説明し之を行政訴訟と異なる事を指示すべし

民 法

一 時効の中斷事由に因り其中斷の効力を及ぼす範圍に差異ありや

二 留置権者は如何なる優先権を有するや

民 事 訴 訟 法

一 如何なる場合に於て訴訟進行中第三者に於て當事者の一方に代はる事を得るや

二 共同訴訟を許すべき場合を詳論すべし

商 法

一 爲替手形と小切手の異同を辯明すべし

二 航海變更と航路變更との區別を辯明し且つ此各變更は海上保險者の責任に及ぼすべき効果を説明すべし

刑 法

一 一罪と數罪とを區別するに如何なる標準ありや

二 誣告罪には告訴人の外實行正犯ありや

刑 事 訴 訟 法

一 鑑定人の意見は書面に依らず口頭にて之を述べしむることを得るや否や

二 豫審中發見したる共犯人に對しては檢事の請求を待たず豫審處分を爲すことを得るや否や

國 際 公 法

一 犯罪人引渡の性質如何條約なき場合に於て他國より犯罪人引渡の請求を受けたる時は常に之に應ずる義務ありや

二 國家は平時に於て他國の領土内に其承諾を得ずして自國權力を及ぼすことを得るや若し及ぼすことを得るときは如何なる權利に基くや

國 際 私 法

- 一 場所に行爲を支配すとの原則は如何なる理由に基くや
- 二 債權の消滅時効に關しては何れの法律を適用すべきや

辯護士試験問題(明治三十三年度)

憲 法

- 一 司法權は天皇の名に於て裁判所之れを行ふとは如何なる意義なるや
- 二 大臣の責任如何

行 政 法

- 一 行政監督權の意義及範圍如何
- 二 行政上強制力を行ふことを得べき場合及其の程度如何

民 法

- 一 代理人は能力者たることを要せざるや理由を付して説明すべし
- 二 抵當權者は抵當の目的たる不動産に對して優先權を行ふことを得るや

民 事 訴 訟 法

- 一 缺席判決に對し附帶控訴を爲し得べき場合如何
- 二 假處分は如何なる場合に於て許す可きものなるや又假處分の命令は何れの地の裁判所に於て之を管轄するか

刑 法

- 一 障礙に因る未遂犯升錯に因る未遂犯及中止犯と缺効犯の區別
- 二 典物として他人に交付したる物品を強取又は詐取したる場合と雖も強盜又は詐欺取財を以て論ずることを得るや

刑 事 訴 訟 法

- 一 告訴を待て受理すべき事件に付告訴提起前に在りては捜査處分を爲し能はざる乎
- 二 對席判決と缺席判決とは其効果に於て如何なる差異ありや

國 際 公 法

- 一 國際條約と普通契約とは重要な點に於て如何なる差異ありや
- 二 平和手段にて國際紛議を調停する方法並に仲裁裁判の効力を説明すべし

國 際 私 法

- 一 屬人主義と屬地法主義の利弊を比較して之を論述すべし
- 二 甲乙自國の法律を免れて婚姻を爲さんと欲し故さらに外國に行き其國に行はるゝ法律に従ひ婚姻を爲したる時は果して如何なる効力を生ずるや

商 法

- 一 爲替手形振出人が破産の宣告を受けたる場合手形所持人は爲替資金に對し如何なる權利を有するか

二 商業登記簿に登記したる事項の効力如何

文官試験規則 (明治二十六年十月)
(勅令第百九十七號)

第一章 總 則

- 第一條 文官試験は別に規程を設くるものの外本令に依り之を行ふ
- 第二條 文官試験を分ちて文官高等試験及文官普通試験の二種とす
- 第三條 文官試験を行ふべき期日場所は豫め官報を以て之を公告し東京以外の地に於て行ふ試験に在りては仍其の地方新聞紙一種以上に公告すへし
- 第四條 年齢滿二十年以上の男子にして左の一に該當せざる者は文官試験を受くることを得
- 一 重罪を犯したる者但國事犯にして復讐 する者は此の限にあらず
 - 二 定役に服すへき輕罪を犯したる者
 - 三 破産若しくは家資分散の宣告を受け復讐せざる者又は身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者
- 第五條 文官試験を受けて合格したる者には合格證書を付與す
- 第六條 不正の方法に因り試験を受けんと企てたる者及試験に關する規程に違背したる者は其の期の試験を受くることを得ず試験合格證書を受領したる後は等の事實發覺し

たるときは其の合格證書を無効とす

第七條 文官試験を出願する者には手数料として高等試験に在りては金十圓普通試験に在りては金二圓を納めしむ

第二章 文官高等試験

第八條 文官高等試験は毎年一回東京に於て文官高等試験委員之を行ふ

第九條 文官高等試験を分ちて豫備試験及本試験とす豫備試験に合格したる者にあらずれば本試験を受くることを得す

第十條 豫備試験は受験人尋常中學校以上の官立公立學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有する者にして本試験を受くるに相當なる學科を修たる者と認めべきや否を考試するを以て目的とす

第十一條 豫備試験は論文試験並に論文に關聯する口述試験及迅速作文試験の二次とす口述試験及迅速作文試験は論文試験に合格したる者に就き之を行ふ

前項の口述試験及迅速作文試験は試験委員に於て便宜其の一を省略することを得

第十二條 帝國大學法科大學舊東京大學法學部文學部及舊司法省法學校正則部の卒業證書を有する者は豫備試験を免す

第十三條 本試験は受験人學理上の原則及現行法令に通曉し並に其の修得したる學術を實務に應用するの能力あるや否を考試するを以て目的とす

第十四條 本試験は左の科目を用ぬ之を行ふ

- 一 憲法
 - 二 刑法
 - 三 民法
 - 四 行政法
 - 五 經濟學
 - 六 國際法
- 以上の科目は試験の際選擇取捨することを得す

一 財政學

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟

以上の科目は受験者をして其の中に就き豫め一科目を撰擇せしめ之を試験す

第十五條 本試験は分りて筆記試験及口述試験とす筆記試験に合格したる者にあらざれば口述試験を受くることを得す

第十六條 豫備試験及本試験の合格者を定むる方法は試験委員の議定する所に依る

第十七條 文官高等試験に關する細則は閣令を以て之を定む

第三章 文官普通試験

第十八條 文官普通試験は各官廳の須要に應し其の廳の文官普通試験委員之を行ふ

第十九條 文官普通試験の科目は尋帝中學校の科程を標準とし各官廳所掌の事務を斟酌して文官普通試験委員之を定め文官高等試験委員の承認を経へし

第二十條 文官普通試験に關する細則は文官普通試験委員之を定め文官高等試験委員に報告すへし

附 則

第二十一條 本令は明治二十七年一月一日より施行す

文官高等試験細則 (明治二十七年五月 閣令 第二二號)

文官高等試験細則左の通定む

文官高等試験細則

第一條 文官高等試験を受けんとする者は書式に照し試験願書に履歷書及試験論文を添へ公告したる期日までに文官高等試験委員長に差出すへし但明治二十六年勅令第九十九號文官試験規則第十二條に該當する者は試験論文を要せず

前項の期日は共に二箇月前に官報を以て公告すへし

第二條 試験論文は公告したる文題に就き其の一を擇み漢字交り文を用ひ自ら楷書を以

て之を書すへし

第三條 手数料は登記印紙を用ひ試験願書に貼付すへし但試験を受けざることあるも之を還付せず

第四條 試験願書履歴書及論文は出願の取消を求むるも之を還付せず

第五條 論文試験に合格したる者には文官高等試験委員長より口述試験及迅速作文試験を行ふべきこと並に其の期日及場所を二十日前に官報を以て公告し仍之を本人に通知すへし

第六條 本試験の筆記試験は二日前に其の科目及期日を定めて之を行ひ其の口述試験は筆記試験全く終りたる後更に期日を定めて之を行ふ

前項筆記試験の期日は豫備試験に合格したる者及文官試験規則第十二條に該當する試験出願者に通知し口述試験の期日は筆記試験合格したる者に通知し仍官報を以て公告すへし

第七條 迅速作文及筆記試験は受験人總員を一室又は數室に入れ問題を付し文官高等試験委員監視して之を行ふ但受験人一人なるときは文官高等試験委員二人以上監視す 答案は楷書又は行書を以て明瞭に記すへし

第八條 口述試験は豫備試験と本試験とに拘らず文官高等試験委員二人以上列席して受験人一人毎に試問して即時答辯を爲さしむ(明治三十三年三月勅令第二號本條中改正)

第九條 受験人は試験室内に於て互に語話し又は喧嘩することを得ず

第十條 受験人は書類其の他受験の材料となるべきものを携帯して試験室内に入ることを得ず

第十一條 受験人は問題に付質問し又は試験場に於て書籍の借覽を求むることを得ず

第十二條 受験人は文官高等試験委員長の揭示其の他試験委員の命令を遵守すへし

第十三條 受験人試験期日に出席せず又は試験中途に退室したるときは其の期の試験を受くることを得ず

第十四條 文官高等試験委員長は文官高等試験委員會議表決の數に入らず但可否同數なるときは文官高等試験委員長之を決す

第十五條 文官高等試験委員試験の成績を査定したるときは之を文官高等試験委員長に報告すへし其の報告期限は文官高等試験委員長豫め之を定む

第十六條 文官高等試験合格者の氏名は官報を以て公告す

第十七條 文官高等試験に關し必要なる手續は文官高等試験委員長之を定む
文官高等試験出願書式 (用紙美濃紙)



族 籍

氏

名

生 年 月

私儀文官高等試験相受度別紙履歴書及論文(卒業證書寫)相添此段奉願候也

年月日

文官高等試験委員長氏名宛

(試験委員より發する通知書を送付すへき宿所を便宜の爲め豫め其の現住所外に定め置かんとする者は左の書式に依り追記すへし)

追て貴委員より發する通知書は左の所に御發送成下度候

何縣何郡市何町何番地(何某方)

履歴書式 (用紙美濃紙)

族 籍

氏 名

生 年 月

本 籍

一何府縣何國何郡市何町村何番地戸主又は何某男兄弟伯叔父等

現 住 所

一何府縣何國何郡市町何村何番地(何某方) (試験出願中現住地を轉したるときは其の時々届出へし)

學 事

一何年何月より何地何某に就き又は官公私立何學校に於て何學を修め所修の科目大略何々

一何年月より何地官公私立何學校に入り何學科を修業し何年何月卒業す

職 業

一何年何月何官廳に於て何々拜命何々歷任等

判事檢事登用試験規則 (明治二十四年五月 司法省令第三號)

第一章 試験委員

第一條 判事檢事登用試験委員は委員長一名委員數名を以て之を組織す

第二條 判事檢事登用試験委員長及委員は大審院控訴院の判事檢事司法省高等官の中より試験舉行毎に司法大臣之を命す但必要あるときは他の官廳高等官に試験委員を囑託することあるへし

(二十九年司法省令第五十二號を以て改正)

試験委員附屬の書記は司法屬又は裁判所書記の中より試験舉行毎に司法大臣之を命す

第三條 判事檢事登用試験委員長は委員を監督し試験に關する一切の事務を總理す

第四條 判事檢事登用試験委員長及委員には二百圓以内の手當を給し試験委員附屬の書

記には三拾圓以内の手當を給す(同上)

第五條 判事檢事登用試験を受くることを得る者は成年以上の男子にして左に記載したる者に限る(二十六年司法省令第十六號を以て改正)

一 官立學校及司法大臣に於て指定したる公私立の學校に於て三年以上法律學を修めたる證書を有する者

二 外國の大學校又は之と同等なる學校に於て法律學を修め卒業證書を有する者

第六條 裁判所構成法第六十六條に該る者は試験を受くることを得す

第三章 第一回試験

第七條 第一回試験は司法省に於て之を行ふ試験の期日は試験委員之を定め官報を以て公告す

第八條 試験志願者は其志願書に左の證書を添へざるを試験委員に差出すへし(同上)

一 履歷書

二 身分年齢及兵役に關する證明書

三 第五條に定めたる要件の證明書

試験志願者は試験手数料として金拾圓を納むへし但其手数料は登記印紙を用ひ之を志願書に貼附すへし

手数料は志願書を取下げ又は試験を受けるときと雖も之を還附せず

第九條 試験は受験者の學識を試験するを以て目的とし筆記口述の二様とす

第十條 筆記試験は憲法民法商法刑法民法訴訟法刑法訴訟法行政法國際公法國際私法の各科目に就き之を施行す(二十九年司法省令第五十二號を以て改正)

第十一條 試験委員筆記答案を調査したる後口述試験を爲すに足るべきものと認めたるときは口述試験の爲め志願者を呼出すへし

第十二條 口述試験は民法商法刑法民法訴訟法刑法訴訟法の中少くとも三科目に就き之を施行す

第十三條 受験者の及第落第及及第者の優劣は筆記試験口述試験の成績に對する委員過半数の意見に従て之を決す

及第落第に付ての意見數相半するときは落第と看做すへし

第十四條 志願者口述試験に關席したるときは試験は成立たざるものとす

第十五條 試験委員長は及第者の氏名及其試験の成績を司法大臣に報告すへし

第十六條 帝國大學法律卒業生にして司法官の任用を望む者は第八條の規程を準用し志願書を司法大臣に差出すへし

第四章 實地修習

第十七條 試補は區裁判所及地方裁判所並其檢事局に於て一名若は數名の判事又は檢事に附屬して事務を修習すへし

第十八條 修習事務直接の指揮監督は地方裁判所長之を爲す檢事の事務を修習するとき
は檢事正之を爲す

裁判所長若は檢事正は毎年末に試補の職務上及職務外の行狀並執務に關る成績の證明
書を作り控訴院長檢事長を經由して司法大臣に差出すへし

第十九條 試補は修習目録を作り其取扱ひたる事件を記載すへし

此目録は毎月直接指揮監督者に差出し檢閱を受くへし

第二十條 試補の疾病又は兵役履行の爲め修習を缺きたる日數一箇年間二箇月以内は習
修日數に算入す

賜暇其他の原因に由り修習を缺きたる日數一箇年間一箇月以内亦同し

第一項第二項の場合併起するときは通計して二箇月以内に非されは算入することを得
す

第二十一條 試補の直接指揮監督は試補職務上の義務を怠り又は職務上若は職務外に於
て其身分に適せざる行狀あるときは之を諭告すへし此場合に於ては指揮監督者は諭告
を爲したることを試補の履歴に記入すへし

第二十二條 試補職務上若は職務外の行狀其職務を執るに不適當なるか又は其修習の進
歩不十分にして第二回試験に及第の見込なきときは直接指揮監督者は控訴院長檢事長
を經由して之を司法大臣に報告すへし

司法大臣前項の報告を受けたるときは試補を免することあるへし

第五章 第二回試験

第二十三條 第二回試験は控訴院に於て之を行ふ試験の場所は司法大臣之を定め試験の
期日は試験委員長之を定む

第二十四條 試補第二回試験を受くるには直接指揮監督者を經由して志願書を司法大臣
に差出すへし

志願書には修習目録と陸海軍の現役を終へ之は之を免せられたることを證明する書面
とを添ふへし

第二十五條 司法大臣は第二回試験を受くへき試補の氏名を試験委員長に通知し試験を
行はしむ

第二十六條 第二回試験は受験者の實務に習熟したるや否を試験するを以て主たる目的
とし筆記口述の二様とす

第二十七條 試験委員は試補に筆記試験の爲め二件以上の訴訟記録を附與すへし

第二十八條 受験者は附與せられたる訴訟記録に就き事實及理由を詳示したる判決案を
答案として差出すへし

答案は二十日の期間内に之を差出すへし若し此期間内に答案を差出さざるときは試験
は成立たざるものとす

第二十九條 口述試験は第十條に掲たる科目の中少くとも三科目に就き之を施す(二十九年司法省令第五十號を以て本項改正)

又訴訟記録に就き問を發し之に答へしむへし其記録は試験期日の三日前に之を附與す

第三十條 左の場合に於ては司法大臣は試験委員長の報告に因り試験を免す

一 第二回試験に及第せざるとき

二 第二回試験の成立たざるとき

第三十一條 前條第三の場合に於て試験已むを得ざる事故ありしことを證明し試験委員

之を正當と認めたるときは其旨を司法大臣に報告すへし

司法大臣前項の報告を受けたるときは其試験に一回を限り次期の試験まで引續き修習

を爲さしむることあるへし

第三十二條 第一回試験に關る第十一條及び、三條乃至第十五條の規程は第二回試験に

も亦之を適用す

辯護士試験規則

(明法三十六年五月 司法省令 第九號)

第一條 辯護士試験は毎年一回之を行ふ但其期日は司法大臣之を定め三箇月前官報を以て之を公告す

第二條 試験委員長及委員は判事檢察司法省高等官の中より試験舉行毎に司法大臣之を

命す但必要あるときは他の官廳高等官に試験委員を囑託することあるへし(二十九年司法省令第五十三號を以て本條改正)

試験委員附屬の書記は司法屬又は裁判所書記の中より試験舉行毎に司法大臣之を命す

第三條 試験委員長は委員を監督し試験に關する一切の事務を總理す

第四條 試験委員長及委員には二百圓以内の手當を給し試験委員附屬の書記には三十圓

以内の手當を給す(二十九年司法省令第五十三號を以て改正)

第五條 辯護士法第五條に該當する者は試験を受くることを得す

第六條 試験志願者は其願書に左の證書を添へ試験を受くへき裁判所の檢察局を經由し

て之を試験委員長に差出す可し

一 履歷書

二 辯護士法第五條第一號但書及び第四條に該る者は其復權又は債務の辨償を終へたる

證明書

第七條 試験志願者は試験手数料として金十圓を納む可し但其手数料は登記印紙を用ひ

之を願書に貼付す可し

手数料は願書を取下げ又は試験を受けざるときと雖も之を還付せず

第八條 試験は筆記口述の二様とす

筆記試験は憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、國際公法、

國際私法の各科目に就き之を施行す(二十九年司法省令第五十三號を以て本項改正)
口述試験は民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の中少くとも三科目に就き之を施行す

第九條 筆記試験は各控訴院に於て之を行ふ但事宜に依り地方裁判所に於て之を行ふことある可し口述試験には司法省に於て之を行ふ

第十條 筆記試験に合格したる者に非されば口述試験を行はす

第十一條 試験に關する細則は試験舉行毎に試験委員に於て之を定む可し

第十二條 試験委員長は試験の成績及び及第者の氏名を司法大臣に報告すへし

第十三條 試験及第者の氏名は官報を以て之を公告す

第十四條 試験及第者には及第證書を授與す

第十五條 試験願書及び履曆書の書式は左の如し

式 書

試験願書 (用紙美濃紙)

族 籍

氏

名

何年何ヶ月

私儀辯護士志願に付試験相受度別紙履曆書及證明書相添此段奉願候也

年 月 日

現住所

氏

名

◎

辯護士試験委員長氏名殿

履曆書式 (用紙美濃紙)

族 籍

氏

名

出生年月日

學 事

一何年何月より何地何某に就き又は何學校に入り何年何月迄何學を修め又は何學科を卒業する類

一何年何月より何官私立學校に入り何學科を修業し何年何月卒業す其證書寫別紙の如しの類

一何年何月何學校若くは其他に於て何々の試験を受け及第す其證書寫別紙の如しの類

一何年何月より何年何月迄何會社の役員となり又は何學校教員若くは何官廳何官と爲りたるの類

賞 罰

一何年何月何地に於て何々の事由の爲め何廳より賞を受け何年何月何々の事由の爲め
何地に於て罰又は刑を受く其辭令書又は宣告書寫別紙の如しの類
右の各項中記載す可き廉なき者は其旨を記載す可し

年 月 日

現住所

氏

名

◎

新 撰 法 制 經 濟 問 答 大 尾

明 治 卅 六 年 七 月 廿 九 日 印 刷
明 治 卅 六 年 八 月 廿 一 日 發 行

(新撰法制經濟問答)

定 價 金 貳 拾 錢



編 者 中 村 重 造

發 行 者 大 橋 新 太 郎

印 刷 者 水 谷 景 長

印 刷 所 東 京 市 小 石 川 區 久 堅 町 百 八 番 地
合 資 會 社 博 進 社 工 場

東 京 市 小 石 川 區 久 堅 町 百 八 番 地

發 兌 元

東 京 市 日 本 橋 區
本 町 三 丁 目

博 文 館

受驗問答叢書

全部廿四冊洋裝
袖珍金文字入美本
紙數一冊凡二百四
十頁全文六號字

(既刊目次) 〇 每月貳回發行

- 第壹編 新日本地理問答(六版)……上村貞子君編
- 第貳編 新日本歷史問答(五版)……宮田修君編
- 第參編 新世界地理問答(四版)……武田櫻桃君編
- 第肆編 新東洋歷史問答(四版)……松原岩五郎君編
- 第伍編 新西洋歷史問答(三版)……長谷川誠也君編
- 第陸編 新撰國文問答(再版)……鷹野勇雄君編
- 第柒編 新撰漢文問答(再版)……太田才次郎君編
- 第捌編 新撰算術問答(再版)……竹貫登代多君編
- 第玖編 新撰代數問答(新版)……竹貫登代多君編

- 第拾編 新撰幾何問答(新版)……竹貫登代多君編
- 第拾壹編 新撰物理學問答(新版)……寺崎留吉君編
- 第拾貳編 新撰化學問答(新版)……武田櫻桃君編
- 第拾參編 新撰動物學問答(新版)……寺崎留吉君編
- 第拾肆編 新撰天文問答(新版)……木村定次郎君編
- 第拾伍編 新撰法制經濟問答(新版)……中村重造君編

- 寺崎留吉君編
- 〇 新撰鑛物地質問答
 - 永廻藤一郎君編
 - 〇 新撰倫理教育問答
 - 德谷豐之助君編
 - 〇 新撰心理學問答
- 上村貞子君編
- 〇 新撰英和文典問答
 - 佐竹萬文君編
 - 〇 新撰會話作文問答
 - 小野拓君編
 - 〇 新撰文官普通及裁判所書記試驗問答

正價 一冊金貳拾錢 六冊金壹圓拾錢 十二冊金貳圓 全部二十四冊金參圓八拾錢 郵稅壹冊四錢宛

博文館發兌法律。政治。經濟書類目錄

法律書類

▲法律學總書

- 法學士上野貞正君著 ● 法律辭典 全六冊洋並綴 正價一冊六拾錢
大判二〇〇頁 郵稅一冊八拾錢
▲第六(製本既成)ニ限リ正價七拾錢郵稅拾錢
- 中村重造君著 ● 新撰法制經濟問答 全一冊紙皮上綴 正價貳拾錢
小判二二三頁 郵稅四拾錢
- 法學士熊谷直太君著 ● 法律汎論 全一冊洋並綴 正價參拾五錢
大判三四四頁 郵稅八錢
▲特製本 洋布上綴 正價五拾錢 郵稅拾錢
- 法學士桐生政次君著 ● 通俗法學汎論 全一冊洋並綴 正價貳拾五錢
大判三二四頁 郵稅八錢
- 法學士丸山長渡君著 ● 法學理學 全一冊洋並綴 正價參拾五錢
大判三〇〇頁 郵稅八錢
▲特製本 洋布上綴 正價五拾錢 郵稅拾錢

▲法律註釋及判決

- 岡田法學博士校閱 ● 新舊刑罰法蒐論 全一冊洋並綴 正價八拾錢
山口慶一君編纂 對照
- 岡田法學博士贊評 ● 改正刑罰法評論 全一冊洋並綴 正價五拾錢
列事藤澤茂十郎君著 草案
- 法學士 ● 犯罪學 全一冊洋並綴 正價四拾錢
三水猪太郎君抄譯
- 法學士丸尾昌雄君著 ● 民法總則釋義 全一冊洋並綴 正價參拾五錢
▲特製本 洋布上綴 郵稅拾錢
- 法學士丸尾昌雄君著 ● 民法債權編釋義 全一冊洋並綴 正價參拾五錢
▲特製本 洋布上綴 郵稅拾錢
- 法學士上田豐君著 ● 民法親族編釋義 全一冊洋並綴 正價參拾五錢
▲特製本 洋布上綴 郵稅拾錢
- 法學士小山潤君著 ● 民法總則 全一冊洋並綴 正價四拾錢
教科書
- 法學士鈴木喜三郎君著 ● 法律物權法 全一冊洋並綴 正價五拾五錢
教科書
- 法學士平沼麒一郎君著 ● 法律債權法總則 全一冊洋並綴 正價六拾錢
教科書
- 法學士牧野菊之助君著 ● 法律親族法 全一冊洋並綴 正價四拾五錢
教科書

法學士宮田四八君著 ● 法律相續法 全一册洋並綴 正價五拾五錢

中村進午君副島義合譯 ● 獨逸民法論 第一卷脊皮上綴 正價壹圓七拾五錢

法學士我孫子勝君共譯 ● 獨逸刑法論 全一册脊皮上綴 正價壹圓八拾錢

法學士添田敬一君著 ● 商法汎論 全一册洋並綴 正價參拾五錢

法學士栗本勇之助君著 ● 帝國商法釋義 全一册脊皮上綴 正價壹圓八拾錢

法學士青由衆司君著 ● 商法總則 全一册洋並綴 正價六拾錢

法學士青山衆司君著 ● 商法行爲 全一册洋並綴 正價七拾五錢

法學士甲野莊平君著 ● 共同海損法 全一册洋布上綴 正價六拾錢

法學士滿淵孝雄君著 ● 刑事訴訟法論 全一册洋並綴 正價參拾五錢

理學士奧村英夫君著 ● 保險通論 全一册洋並綴 正價參拾五錢

法學士和仁貞吉君著 ● 保險法 第一編洋並綴 正價四拾錢

法學士榎原仲治君著 ● 民事訴訟法釋義 全一册洋並綴 正價參拾五錢

今村信行君著 ● 法律書民事訴訟法 全一册洋並綴 正價四拾錢

法學士田中次郎君著 ● 通信法釋義 全一册洋布上綴 正價五拾錢

東京控訴院御編纂 ● 東京控訴院裁判錄 全一册洋並綴 實價拾八錢

木一郎君共纂 ● 大審院判例類纂 全一册洋布上綴 正價壹圓五拾錢

朝見小三郎君 ● 大審院判例類纂 全一册洋布上綴 正價壹圓五拾錢

法令規則編纂書

博文館編輯局編纂 ● 現日本法令大全 第拾壹版賣切ニ付目下根本ヨリ更 革新規程替増訂編纂中ナリ

博文館編輯局編纂 ● 新帝國法典 全一册洋布上綴 正價壹圓四錢

博文館編輯局編纂 ● 古代表法典 全一册洋布上綴 正價壹圓四錢

博文館編輯局編纂 ● 帝國六法全書 全一册洋布上綴 正價壹圓四錢

博文館編輯局編纂 ● 新法令 全一册洋並綴 正價參拾錢

博文館編輯局編纂 ● 四大法典草案 全一冊洋並綴 實價六拾錢
 博文館編輯局編纂 ● 民法修正案理由書 全一冊洋並綴 實價貳拾五錢
 大藏省主稅局御編纂 ● 租稅法規纂要 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 柳田津々雄君編纂 ● 恩給扶助法大全 全一冊洋並綴 實價四拾錢
 法學士富塚政島君編纂 ● 土地法令大全 全一冊洋並綴 實價四拾錢
 博文館編輯局編纂 ● 郵便規則全書 全一冊洋並綴 實價貳拾五錢
 博文館編輯局編纂 ● 改正商法 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 加野十次郎君編纂 ● 新撰民事訴訟手續 全一冊洋並綴 實價四拾錢
 博文館編輯局編纂 ● 改正小學校令 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 (卅六年四月改訂) ● 改正官制全書 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 博文館編輯局編纂 ● 改正官制全書 全一冊洋並綴 實價貳拾錢

政治書類

▲政治學及國法學

法學博士 小野塚喜平次君著 ● 政治學大綱 上卷 洋布上綴 正價五拾錢
 法學博士 高田早苗君譯述 ● 政治學大綱 下卷 洋布上綴 正價五拾錢
 法學博士 永井惟直君著 ● 政治學大綱 洋布上綴 正價五拾錢
 烏谷部銑太郎君編 ● 通俗政治論 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 法學博士 高田早苗君譯 ● 政治學及比較憲法論 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 吉田巳之助君共譯 ● 政治學及比較憲法論 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 法學士 柴原龜二君譯 ● 政府及政黨 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 法學士 田中次郎君著 ● 日本帝國憲法論 全一冊洋並綴 實價貳拾錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價五拾錢
 法學博士 高田早苗君譯 ● 英國憲法論 全一冊洋布上綴 正價壹圓七拾錢
 梅若誠太郎君共譯 ● 英國憲法論 全一冊洋布上綴 正價壹圓七拾錢
 松平康國君著 ● 英國憲法論 全一冊洋布上綴 正價壹圓七拾錢
 法學博士 高田早苗君譯 ● 英國國史 全一冊洋布上綴 正價壹圓七拾錢
 文學士 澤柳政太郎君譯 ● 政治道德學 全一冊洋布上綴 正價壹圓七拾錢

文學士澤柳政太郎君譯

政治道德學

下卷 脊皮上綴 大判 四二〇頁

正價壹圓貳拾錢 郵稅拾貳錢

法學士菊地學而君著

議會及政黨論

全一册洋並綴 大判 二九四頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

法學士森山守次君著

政治史

全一册洋並綴 大判 三二二頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

文學士酒井雄三郎君著

十九世紀歐洲政治史論

全一册洋並綴 大判 一一六頁

正價參拾錢 郵稅四錢

法學博士末岡精一君著

比較國法學

全一册脊皮上綴 大判 八五二頁

正價壹圓五拾錢 郵稅拾八錢

法學士岸崎昌君著

國法學

全一册洋並綴 大判 三〇〇頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

法學博士有賀長雄君著

國法學

上卷 脊皮上綴 大判 七一二頁

正價壹圓貳拾錢 郵稅拾八錢

法學博士有賀長雄君著

同國法學

下卷 脊皮上綴 大判 五五四頁

正價壹圓貳拾錢 郵稅拾四錢

文學士三浦菊太郎君著

日本法制史

全一册洋並綴 大判 三三六頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

▲國際法及外交史

法學博士中村進午君著

國際法

上卷 脊皮上綴 大判 七四三頁

正價壹圓八拾錢 郵稅拾六錢

法學博士中村進午君著

同國際法

下卷 脊皮上綴 大判 八二二頁

正價貳圓貳拾錢 郵稅拾八錢

法學博士中村進午君著

國際公法

全一册洋並綴 大判 一八〇頁

正價八錢 郵稅八錢

法學博士中村進午君著

法學博士中村進午君著

全一册洋並綴 大判 二四〇頁

正價八錢 郵稅六錢

法學士北條元篤君著

國際公法

全一册洋並綴 大判 三二六頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

法學士熊谷直太君著

國際私法

全一册洋並綴 大判 三〇六頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

法學士中村太郎君著

國際私法

全一册洋並綴 大判 三〇六頁

正價參拾五錢 郵稅八錢

野澤武之助君共著

國際私法論

全一册脊皮上綴 大判 六二八頁

正價壹圓四拾錢 郵稅拾六錢

山口弘一君共著

國際私法論

全一册脊皮上綴 大判 七〇八頁

正價壹圓五拾錢 郵稅拾六錢

法學博士有賀長雄君著

近時外交史

上卷 脊皮上綴 大判 七三二頁

正價壹圓五拾錢 郵稅拾貳錢

酒井雄三郎君譯述

近歐洲外交史

下卷 脊皮上綴 大判 九〇二頁

正價貳拾六錢 郵稅拾貳錢

法學博士中村進午君著

同新條約論

全一册脊皮上綴 大判 五八六頁

正價壹圓四拾錢 郵稅拾四錢

鳥谷部春汀君著

內地雜居改正條約案內

全一册洋並綴 大判 二五二頁

正價貳拾五錢 郵稅六錢

▲行政學

- 法學士小原新三君著 ● **行政法汎論** 全一册洋並綴 正價五拾錢 郵稅拾貳錢
- 法學士小原新三君著 ● **行政法各論** 全一册洋並綴 正價五拾錢 郵稅拾錢
- 法學士小林魁郎君著 ● **行政裁判法論** 全一册洋並綴 正價五拾錢 郵稅拾錢
- 淨田和民君譯述 ● **比較行政法** 全一册脊皮上綴 正價貳拾八錢
- 法學士谷野格君著 ● **監獄學** 全一册洋並綴 正價五拾五錢 郵稅拾貳錢
- 法學士佐藤信安君著 ● **日本監獄法** 全一册洋並綴 正價五拾五錢 郵稅拾貳錢
- 法學士宮國忠吉君著 ● **警察學** 全一册洋並綴 正價五拾五錢 郵稅拾貳錢
- 法學士中大路正雄君著 ● **行政警察法** 全一册洋並綴 正價五拾五錢 郵稅拾貳錢

法學士中大路正雄君著

●司法警察手續法

全一册洋並綴 正價五拾五錢 郵稅拾貳錢

法學士廣中佐兵衛君著

●衛生

全一册洋並綴 正價五拾五錢 郵稅拾貳錢

博文館編輯局編纂

●現行警察法典

全一册洋並綴 正價四拾錢

衆議院書記官長

●衆議院議員選舉法釋義

全一册洋並綴 正價八拾錢

法學士島田俊雄君著

●衆議院議員選舉法論

全一册洋並綴 正價四拾錢

▲地方行政

- 貴族院書記官 法學士小原新三君口述 ● **常國議會、府縣會議員必携** 全一册洋布上綴 正價七拾五錢
- 法學士島田俊雄君著 ● **自治制大意** 全一册洋並綴 正價八拾五錢
- 坪谷善四郎君著 ● **府縣制郡制釋義** 全一册洋並綴 正價參拾錢
- 鷺見金三郎君編纂 ● **府縣制關係法規** 全一册洋並綴 正價五拾錢
- 坪谷善四郎君著 ● **市制町村制釋義** 全一册洋並綴 正價四拾錢

市岡正一君編纂 ●市町村事務取扱全書 全一冊並洋綴 大判 六五〇頁 正價八拾貳錢

神津禎二郎君著 ●民戶主必携 全一冊洋並綴 小判 四八六頁 正價參拾五錢

宮川大壽君註解 ●理由改正戶籍法典 全一冊洋並綴 中判 四二六頁 正價參拾錢

市岡正一君編 ●戶籍事務取扱全書 全三冊洋並綴 大判 九一〇頁 實價參拾六錢

市岡正一君著 ●戶籍事務實行問答 全一冊洋並綴 大判 一九〇頁 實價拾五錢

法學士中山文次郎君著 ●不動產登記法正解 全一冊洋並綴 大判 二五〇頁 正價參拾錢

乾敬一君著 ●不動產登記法實用 全一冊洋並綴 大判 二一〇頁 正價貳拾錢

安部磯雄君解說 ●早稻田小篇市制論 全一冊洋並綴 大判 一六〇頁 正價四拾錢

杉山重義君解說 ●早稻田小篇都市發達論 全一冊洋並綴 大判 一五八頁 正價四拾錢

京都市助役 ●伯林市行政の既往及現在 全一冊洋並綴 大判 二二四頁 外寫眞二十四枚

法學士大槻龍治君報告 ●洋裝並綴 正價八拾錢 郵稅六錢

○全一冊 洋布上綴 正價壹圓 郵稅八錢

▲政治論雜著

兆民居士 故中江篤介先生著 ●一年有半 全一冊洋並綴 大判 二八八頁 正價參拾五錢

文學博士外山正一君著 ●藩閥の將來 全一冊洋並綴 大判 一五〇頁 實價拾五錢

フクトル岡崎遠光君著 ●警世評論 全一冊紙皮上綴 小判 四二六頁 實價貳拾錢

米國文學博士 松本君平君著 ●新聞學 全一冊洋布上綴 大判 三五八頁 實價拾五錢

金井啓一君著 ●權謀學 全一冊紙皮上綴 小判 一五四頁 實價拾四錢

松平康國君譯 ●政治罪惡論 全一冊脊皮上綴 大判 三六二頁 正價拾壹錢

法學博士 高田早苗君抄譯 ●帝國主義論 全一冊洋並綴 大判 二一四頁 正價四拾錢

煙山專太郎君著 ●無政府主義 全一冊脊皮上綴 大判 四三〇頁 正價拾貳錢

尾崎正行雄君序 ●非鐵道國有論 全一冊洋並綴 大判 一〇〇頁 正價貳拾五錢

安部磯雄君著 ●社會問題解釋法 全一冊脊皮上綴 大判 四七〇頁 正價壹圓貳拾錢

日南福本誠君著 ●新建築國 全一冊洋並綴 大判 一二四頁 實價拾四錢

比律賓マリアノボンセ著 ●南洋之風雲 全一冊洋並綴 大判 二一六頁 正價四拾錢

法學士宮本平九郎君譯述 ●

日南福本誠君著 ● 日南子 全一册洋並綴 實價拾四錢
 田岡嶺雲君著 ● 下獄記 全一册洋並綴 實價拾四錢
 中判一五〇頁 郵稅四錢
 島田三郎君共著 ● 廢娼之急務 全一册洋並綴 實價五錢
 大判一四頁 郵稅四錢
 木下尙江君共著 ● 廢娼之急務 全一册洋並綴 實價五錢
 大判一四頁 郵稅四錢

經濟書類

▲經濟學總書

法學士二宮基成君著 ● 商業叢書 ● 經濟學通論 全一册洋並綴 正價六拾錢
 大判四四〇頁 郵稅拾錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價七拾五錢 郵稅拾貳錢
 法學士池袋秀太郎君著 ● 經濟學通論 全一册洋並綴 正價參拾五錢
 大判二八四頁 郵稅八錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價五拾錢 郵稅拾錢
 鷗峯春山青次郎君著 ● 通俗經濟汎論 全一册洋並綴 正價貳拾五錢
 大判三二六頁 郵稅八錢
 法學士井上辰九郎君著 ● 經濟學原論 全一册脊皮上綴 正價壹圓貳拾錢
 大判七〇八頁 郵稅拾八錢
 法學博士 天野爲之君譯述 ● 經濟學研究法 全一册脊皮上綴 正價壹圓
 大判四四四頁 郵稅拾錢

法學博士田島鏡治君譯 ● 經濟政策 全一册脊皮上綴 正價壹圓四拾錢
 大判五八四頁 郵稅拾四錢
 文學士金子四郎君譯 ● 經濟政策 全一册脊皮上綴 正價壹圓四拾錢
 大判五八四頁 郵稅拾四錢
 伊國法學博士ルイギコッサ氏原著 ● 社會經濟原論 全一册洋並綴 正價八拾錢
 大判三〇八頁 郵稅八錢
 法學士永井直好君譯述 ● 社會經濟原論 全一册洋並綴 正價八拾錢
 大判三〇八頁 郵稅八錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價壹圓 郵稅拾貳錢

▲財政學及統計學

田中穗積君著 ● 高等租稅原論 全一册脊皮上綴 正價壹圓貳拾錢
 大判四二〇頁 郵稅拾貳錢
 法學士井上辰九郎君譯 ● 財政學 全一册脊皮上綴 正價貳圓貳拾錢
 大判一〇八八頁 小包送四角
 高野岩三郎君譯 ● 財政學 全一册洋並綴 正價參拾五錢
 大判三一〇頁 郵稅八錢
 法學士笹川潔君著 ● 財政學 全一册洋並綴 正價參拾五錢
 大判三一〇頁 郵稅八錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價五拾錢 郵稅拾錢
 メイヨリスミス氏原著 ● 經濟統計學 全二册洋並綴 正價一册八拾錢
 大判三六四頁 郵稅一册拾錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價一册壹圓 郵稅一册拾錢
 吳文聰君譯述 ● 社會統計學 全一册洋布上綴 正價壹圓五拾錢
 大判六〇〇頁 郵稅拾四錢
 吳文聰君譯述 ● 社會統計學 全一册洋布上綴 正價壹圓五拾錢
 大判六〇〇頁 郵稅拾四錢
 法學士夏秋龜一君著 ● 最新統計學 全一册洋並綴 正價參拾五錢
 大判三三二頁 郵稅八錢
 ▲特製本 洋布上綴 正價五拾錢 郵稅拾錢
 英國マルホルル氏原著 ● 萬國國力比較 全一册脊皮上綴 正價貳圓五拾錢
 大判一〇〇〇頁 郵稅拾八錢
 大石熊吉君共譯 ● 萬國國力比較 全一册脊皮上綴 正價貳圓五拾錢
 大判一〇〇〇頁 郵稅拾八錢
 前川九萬人君共譯 ● 萬國國力比較 全一册脊皮上綴 正價貳圓五拾錢
 大判一〇〇〇頁 郵稅拾八錢

博文館編輯局編纂 ● 世界國勢要覽 全一冊洋並綴 正價參拾錢 特大判二六八頁 郵稅參拾錢

▲經濟論雜著

法學士後 藤 勇君著 ● 商業シ ン デ タ ー ト 全一冊洋並綴 正價五拾錢 叢書及 ト ラ ス ト 大判 三六六頁 郵稅八拾錢

▲特製本 洋布上綴 正價六拾五錢 郵稅拾錢

ドクトル 高木正義君譯述 ● ト ラ ス ト 全一冊洋並綴 正價參拾錢 大判 一三〇頁 郵稅四拾錢

英國 エーシヨウ君著 ● 歐洲貨幣史 全一冊洋布上綴 正價壹拾四錢圓 大判 四八四頁 郵稅拾四錢

米國文學博士 松本君平君著 ● 金貨本位論 全一冊洋並綴 正價廿五錢 大判 一六八頁 郵稅六拾錢

米國文學博士 小手川豐次郎君譯述 ● 恐慌論 全一冊洋並綴 正價參拾錢 大判 二一六頁 郵稅六拾錢

マスタ―ナブア―ツ 片山潛君編 ● 鐵道新論 全一冊洋並綴 實價拾八錢 大判 一〇〇頁 郵稅八拾錢

米國文學博士 小手川豐次郎君著 ● 戰後の經濟 全一冊洋並綴 正價貳拾錢 大判 一五七頁 郵稅六拾錢



